

一般社団法人環境資源工学会論文等表彰規程

(平成 19 年 2 月 16 日制定)
(平成 30 年 6 月 28 日改正)
(平成 30 年 12 月 12 日改正)
(2019 年 9 月 17 日改定)

- 第 1 条 一般社団法人環境資源工学会定款第 3 条に定める事業における表彰を行うため、この規程を定める。
- 第 2 条 この規程による表彰を次の 3 つとする
論文賞
技術賞
優秀ポスター賞
- 第 3 条 論文賞は、環境資源工学会誌に発表された論説報文の中から、特に學術文化の発展に寄与した優秀なものに授与する。
- 第 4 条 技術賞は、環境資源工学会誌および環境資源工学会が刊行した出版物に発表された著作物の中から、特に環境資源工学に関する技術の進歩に貢献したものに授与する。
- 第 5 条 優秀ポスター賞は、本会が主催する學術講演会におけるポスターセッションにて発表されたポスターの中から、特に獨創性および将来性に富むと認められたものに授与する。
- 第 6 条 論文賞及び技術賞の表彰は、原則として毎年 1 回行う。優秀ポスター賞の表彰は學術講演会毎に行う。
- 第 7 条 各賞の選考方法等については別に実施規則を定める。
- 第 8 条 この規程の変更は、会長及び副会長（以下、「三役」という。）の發議により、理事会の決議を得て行う。
- 附 則 本規程（2019 年 9 月 17 日改定）は、2019 年 1 月 4 日に溯り適用する。

一般社団法人環境資源工学会論文等表彰実施規則

(平成 19 年 2 月 16 日制定)

(平成 30 年 6 月 28 日改正)

(平成 30 年 12 月 12 日改正)

(2019 年 9 月 17 日改定)

(2026 年 5 月 29 日改定)

書式変更: 単語の途中で改行する

1. 一般社団法人環境資源工学会論文等表彰規程 (以下「規程」という) に基づく表彰の実施は、この実施規則の定めるところによる。

2. 論文賞および技術賞の候補の推薦依頼を、~~全ての理事、監事、常議員、編集委員に対して~~、原則として毎年 12 月 31 日までに行う。

削除: 全ての理事、監事、常議員に対して

3. 論文賞および技術賞の候補の推薦件数は、推薦者毎に各賞 3 件以内とする。

4. 論文賞の推薦対象は、過去 3 年に環境資源工学会誌に発表された論説報文とする。

5. 技術賞の推薦対象は、過去 3 年に環境資源工学会誌を含む環境資源工学会が刊行した出版物に発表された著作物とする。

6. 全ての推薦候補の中から論文賞候補、技術賞候補を各 1 件、~~編集委員会が選考し、理事会の承認を経て~~授与を決定する。各賞に適切なものがない場合には、選出を見送ることがある。

削除: 三役が選考し、理事会の承認を経て

7. 優秀ポスター賞は、本会が主催する学術講演会におけるポスターセッションにて発表されたポスターを対象とし、ポスターセッションに参加した理事、監事、常議員の投票又は協議により決定する。優秀ポスター賞として適切なものがない場合には、選出を見送ることができる。学術講演会にてポスターセッションが開催されない場合は、その学術講演会において優秀ポスター賞を選出しない。

8. 表彰の内容および件数は次の通りとする

賞名称	表彰の内容	件数
論文賞	賞状・楯	1 件以内
技術賞	賞状・楯	1 件以内
優秀ポスター賞	賞状	特に定めず

9. この実施規則の変更は、三役の発議により、理事会の決議を得て行う。

附則 この実施規則 (2019 年 9 月 17 日改定) は 2019 年 1 月 4 日に溯り適用する。